

別紙

草津市就学援助費、学年別支給費目および支給額明細書(令和8年度)

《小学校》

学用品費等(学用品費・通学用品費・宿泊を伴わない校外活動費) … 7, 10, 1, 3月に給付します。

※年度途中で認定された場合は、認定月以降が給付の対象となります。

新入学児童学用品費等 … 年度当初に認定された人のみ。7月に給付します。(前倒し支給を受けた方は除く。)

単位:円

小1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
学用品費など	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102	1,108	13,230
新入学児童学用品費等	64,300												64,300

小2～小6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
学用品費など	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291	1,299	15,500

《中学校》

学用品費等(学用品費・通学用品費・宿泊を伴わない校外活動費) … 7, 10, 1, 3月に給付します。

※年度途中で認定された場合は、認定月以降が給付の対象となります。

新入学生徒学用品費等 … 年度当初に認定された人のみ。7月に給付します。(前倒し支給を受けた方は除く。)

体育実技用品費 … 新入学生徒で柔道着の購入者の確認を学校に行ってから、一定額を給付します。

単位:円

中1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
学用品費など	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,094	25,040
新入学生徒学用品費等	81,000												81,000

中2・中3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
学用品費など	2,275	2,275	2,275	2,275	2,275	2,275	2,275	2,275	2,275	2,275	2,275	2,285	27,310

《小学校・中学校 共通》

修学旅行費 … 最終学年に実施される修学旅行に参加した場合、一定額を給付します。

各学期末に、学校へ対象経費等の確認を行ったうえで給付します。

宿泊を伴う校外活動費 … 学校行事として実施される行事に参加した場合、一回に限り、交通費と見学料を給付します。

各学期末に、学校へ対象経費等の確認を行ったうえで給付します。

医療費 … う歯等の指定の疾病について、教育委員会が交付する医療券を使って指定の期限までに治療した場合に限り、教育委員会から医療機関に医療費を支払います。(学校での健診後に、学校が治療の指示をしたものに限りです。)

卒業アルバム代等 … 一定の単価の範囲内で3月に給付します。(上限あり)

オンライン学習通信費 … 草津市学校政策推進課の「草津市家庭学習のための通信機器貸与事業」を利用し機器の貸与を受けた場合、3月に一定額を給付します。

※年度途中で認定された場合は、認定月以降が給付の対象となります。医療券については、学校の健診までに認定されている人が対象です。

《支払い等について》

・就学援助費(医療費を除く)は、3か月分をまとめてその翌月(4～6月分をまとめて7月、7～9月分をまとめて10月、10～12月分をまとめて1月、1～3月分をまとめて3月)末頃に、指定の口座に振り込みます。振込日および振込内容については、振込日前に別途通知します。

・修学旅行費、宿泊を伴う校外活動費、体育実技用品費については、各学期末に、学校へ対象経費等の確認を行い、それ以降の振込月に支払います。(実施月＝該当月ではありません。)

《注意事項》

・この制度は、就学関係費用の一部を援助するものであり、学校から請求される学校徴収金等の支払いを免除するものではないので、学校徴収金等は別に納入してください。

・学校長に支払うべき学校徴収金等の納入が滞ったときは、就学援助費は学校長の口座へ振り込む場合があります。